

へ出ぬやうにしき、其上に灰ほうろくの三つある其内の一つの足を紙の上のせて灰をとるべし、扱灰をとり、跡に火のすくなくみえば、そこ取の火をひばしにて爐によき比に入れて炭を置べし、灰のまきやう、其外の時宜、炭の指合、前にみえたるごとし、

一勿論の事なれ共、大なる炭をば手にてをき、中比なるをも手にてをきたるはよし、炭をはしにてはさみかねたるは見ぐるし、別而老人中風氣の人など見てあぶなき返々すべからず、

一客炭終らば、色々の道具勝手へ入て、亭主座敷へ出爐中を見、一段の出来の由などいひて釜をすゆる也、釜のたざり出てより薄茶立べし、薄茶過ての炭ならば、亭主釜すへ終候は、其儘歸宅の由を申べし、

〔槐記〕享保十四年十二月朔日、石見守へ渡御、○近衛家照内府公○鷹司房照拙○山科道安、午後○中略後ノ炭ヲ道安ニ請ハル、致スベキノ由仰ニ因テ置之、七ツ半時還御、

内府公ノ御尋ニ、今日ノ道安ガ置タル炭ハイカバ候ヤ、仰ニ○近衛家照今日ノヤウニ亭主ヨリ客ヘ炭ヲ請フトキハ、二様ノ差別アリ、道安ガ其心得ナキ故ニ仕ヤウアシ、先一通リハ今日ノ如ク、亭主ノフトコロヨリ釜シキヲ出シテ釜ヲアゲ、サテ炭ヲト所望スルトキハ、炭ヲシテ後ニ亭主ヘ會釋シテ、亭主ニ釜ヲカケサスルガヨキナリ、左ナケレバ釜シキノヲサメヤウガナキモノナリ、又一通り、炭トリニ釜シキマデヲノセテ出スカ、客カマシキヲ出シテ、釜ヲ客ガアゲタルトキハ、後ニモ釜ヲカケテ退クガ法ナリトノ仰ナリ、アリガタクモ恐感ジ奉ルバカリナリ、炭ノヲキヤウハ、イカバニ候ト仰ラル、仰ニ、亭主ノヲキタル炭ヲ、ミダリニ動カサヌヤウニオクトバカリ覺ヘテハチガフナリ、亭主ノ力ヲ入テヲキタル炭ハ、ウゴカサヌヤウニシタルガ好ナリ、胴炭バカリハ、サシテ亭主ノ上手下手ニモ及バズ、是非トモニ其場所ナラデハ、ヲカヌモノナレバ、是バカリヲイロイテモ、苦シカラズ、サレドモ此炭ガ黒ケレバ、少シアラムケテ火ニナリタル處ヲ、